

## わくわくホリディ in おの施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、わくわくホリディ in おのの施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 わくわくホリディ in おのを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として利用開始を望する日の10日前までに、わくわくホリディ in おの使用許可申請書(様式第1号)を小野地区振興対策委員会(以下「主催者」という。)に提出しなければならない。

2 主催者は、使用許可の調査上必要がある場合において、申請者に対し運転免許証の写し又は保険証の写し等本人確認が出来るものの提示を求めることができる。

3 主催者は、提出された、わくわくホリディ in おの使用許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について申請者に通知するものとする。

(使用料及び費用負担)

第3条 使用料の額は、一日あたり3,500円とする。また、使用料のほか次に掲げる費用は、申請者(以下「使用者」という。)の負担とする。ただし、主催者が使用者に負担させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(1) 使用者の責に帰すべき事由による著しい汚損等の除去に要する費用

(2) 使用者の責に帰すべき事由による施設内設備の修理交換に要する費用

(3) 使用者の責に帰すべき事由による備付けの器具及び什器類の修理交換に要する費用

2 第3条に規定する使用料について、使用者は主催者の指定する方法により使用する日に納付するものとする。

3 前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、主催者が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項の規定により使用料を還付する割合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合とする。

(1) 災害等使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合 10分の10

(2) その他やむを得ない事由により主催者が特に認めた場合 その都度主催者が決定する割合

(使用者の遵守義務)

第4条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 周辺住民に迷惑をかけないこと
- (2) 留守にするとき及び就寝するときには必ず施錠し防犯に努めること
- (3) 火気の取扱いには十分注意すること
- (4) 施設内の設備、備付けの器具・什器類は適切に取り扱うこと
- (5) 施設内の環境美化に努めること
- (6) 使用中に出たゴミ等は必ず持ち帰ること

(制限される行為)

第5条 使用者は施設内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 展示会その他これに類する催しを開催すること
- (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- (4) 政治活動その他これに類する行為

この規則は、令和3年6月1日から施行する。